

事業名	国民健康保険安定化対策事業費		
細事業名	国民健康保険特定健康診査・保健指導補助金	財務コード	170509
担当部課室	福祉保健 部 国保援護 課 国保指導 担当 (内線)		3269

事業の概要

実施期間	始期 H20 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(山梨県医師国民健康保険組合)		
事業の目的	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	国民健康保険組合(山梨県医師国民健康保険組合)	保険者に義務づけられた特定健康診査及び保健指導が適正に実行されている	受診率の向上により、医療費の適正化を推進
事業の内容 主にH26年度	<p>平成20年度から、医療保険者に対して、40歳から74歳の被保険者への内臓脂肪型肥満に着目した健康診査及び保健指導の事業実施が義務づけられた。</p> <p>国民健康保険法第75条において、国民健康保険組合が実施する特定健康診査及び保健指導に対して、県が費用を補助できる旨の規定がある。</p> <p>医療費の適正化を推進するために、特定健診の受診奨励により生活習慣病の進行を早期に発見し、改善することが極めて重要である。また、特定健診の結果、生活習慣病の発生リスクが高い場合は、予防効果を高めるために特定保健指導を実施することが効果的である。このため、山梨県医師国民健康保険組合による事業実施に必要な経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助先: 山梨県医師国民健康保険組合</li> <li>補助率: 1 / 3</li> <li>補助対象事業: 特定健康診査・保健指導に要する費用</li> </ul>		
根拠法令等	国民健康保険法第75条、高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条、山梨県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導費補助金交付要綱		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	25年度	26年度		27年度	28年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	特定健診受診者数	155人	150人	137人	160人	160人	目標設定の考え方 山梨県医師国保組合が毎年度計画している特定健診受診者数 データの出典等 当初予算見積書
	活動指標達成率 (実績値 / 目標値)		91.3 %				
成果指標	特定健診受診率	17.8%	18.2%	17.7%	20.4%	20.4%	目標設定の考え方 山梨県医師国保組合が毎年度計画している特定健診受診率 データの出典等 当初予算見積書
	成果指標達成率 (実績値 / 目標値)		97.3 %				
決算額又は予算額 (千円) うち一財額	250	221	248	238	238	成果指標によらない成果	
所要時間(直接分)	4 時間	4 時間	4 時間	4 時間	4 時間	国へ報告する法定報告値(補助金対象外の健診を含む)の特定健診の受診率は、H21年度から増加傾向にある。 H21(22.7%) H22(24.1%) H23(24.7%) H24(25.7%) H25(26.9%)	
所要時間(間接分)	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	4 時間	4 時間	4 時間	4 時間	4 時間		
人件費コスト単位:千円 (@2,048円×所要時間)	8	8	8	8	8		

これまでの事業の見直し・改善状況

--

活動量と成果の判断(平成26年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H26年度活動指標の達成率		
b	b	

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H26年度成果指標の達成率		山梨県医師国民健康保険組合では、パンフレット等による広報活動や個別の受診勧奨を実施しており、特定健診の受診率は、目標に対し、97.3%となり、予定どおりの成果を上げている。
b	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成28年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
無		

・「以外の判断項目」の欄  
 a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託  
 i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: ITの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成28年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
現行どおり	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること  
 ・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること